

輯佚の難と校讐の難

池田 秀三

一

古い時代のことをやっていると、いまは亡佚した書物について調べなければならぬときがよくある。とくに私のごとく、漢代の学術・思想を研究分野としている者の場合には、単なる調べものの域をこえて、佚書を直接の考察対象として取り上げる必要の生じることもしばしばである。そのような折、不可欠な工具として重宝するのが輯佚書である。

ただし、輯佚書の利用については、十分に注意を払わなければならない。つまり、輯佚書の類はあくまで工具書であつて、第一次的資料として用いてはならないということである。かく言えば、そんなことはいまさら言われなくても先刻承知しているよ、と一笑に付されることであろう。だが、便利さに慣れてしまうと、そんなわかりきったことをついおろそかにしがちになるのもまた事実なのである。実際、最近でも、輯佚書に全面的に頼つてミスをしている論文を見かけること一再ではない。いや、人のことをとやかく言えた義理ではない。恥ずかしながら私自身、同様の粗忽をこれまでに何度も演じてきているのである。とすれば、ここで改めて輯佚書を使用する際の原則——必ず原典にあつて文字の異同を確かめ、かつ採録部分が適切かどうかを検証する——を再確認しておくこともあながち無意味ではあるまい。

本稿では、この原則の必要性・有効性を再確認するための一助として、盧植『礼記解詁』を例として取り上げ、その輯佚本の抱える問題点を明らかにしてみたい。かかる贅言を費やすのはもとより自戒の意をこめてのことであるが、古文獻を取り扱う方々の参考に資するところも皆無ではないと信ずるが故である。

二

盧植『礼記解詁』（以下『解詁』と略称）の輯佚本を論ずるにあたっては、本来ならまず盧植その人と書物の成り立ち等について一般的事項を解説しておくべきであろうが、それらについてはすでに一文をものしたことがあるので、⁽¹⁾詳細はそちらに譲り、今回はただちに本題に入ることとしたい。

さて、『解詁』の佚文を輯録したものには次の四種がある。すなわち、(一)臧庸輯本（『拜經堂叢書』・『臧氏述録』所収）、(二)王謨輯本（『漢魏遺書鈔』所収）、(三)馬国翰輯本（『玉函山房輯佚書』所収）、(四)黄奭輯本（『漢学堂叢書』〔『黄氏逸書考』〕所収）の四つである。⁽²⁾このうち王謨輯本は、収録の条数は他の三本にさほど見劣りしないが、『礼記』の篇名を標掲していないことと、出典を必ずしも詳記していない（たとえば、出処を『通典』とのみ注してあるなど）点がやや不便であり、他本の完備せるには及ばない。よって主たるものは残る三種ということになる。

この三種の輯本、すなわち臧庸輯本（以下、「臧本」と略称）・馬国翰輯本（以下、「馬本」と略称）・黄奭輯本（以下、「黄本」と略称）に対して、民国初期の学者胡玉縉がその全てに跋文を書いている（『許廩学林』卷十五、

「盧氏礼記解詁跋」「礼記盧氏注跋」「盧植礼記解詁跋」。これらの跋文は、もともと「続修四庫全書」のための「提要」として執筆されたものである。⁽³⁾したがって内容的にも単なる儀礼的な跋文ではなく、各輯本それぞれの特色および長短所を詳細かつ的確に指摘した充実した解題となつてゐる。これらの跋文を一読すれば、『礼記解詁』なる注釈の性格ならびに各輯本の特色のおおよそは知り得るといっても過言ではない。正直に告白すれば、これから述べようとするところのあらまはは胡氏がすでに言及してゐるものであり、私はその補充をなしてゐるにすぎない。

さて、さきほど述べたように、『解詁』の輯本には三種あるのだが、それは表面上のことで、実のところは二種しかないのである。と言うのは、臧本と黄本とはほとんど同一の内容だからである。異なるのは、臧本の補遺二則を、黄本では本篇中に補入してあることだけで（しかも一例は割りつけ位置を誤つてゐる）、案語まで完全に同文であることからすれば、これはどう見ても、胡氏が「疑ふらくは兎、臧本を窃取せるなり」（『盧植礼記解詁跋』）というとおり、黄奭が臧本を盗用したと判断するほかはない（因みに、『玉函山房輯佚書』も、馬国翰が章宗源の稿本を手に入れ、自分の名を冠して刊行したものといわれている。然りとすれば、『漢学堂叢書』と『玉函山房輯佚書』、この輯佚書中の双壁たる二叢書に収められる盧植『礼記解詁』はともに剽窃の作ということになる。著作権などまつたくない時代のことであるから、現代の観念で非難することは御門違いかもしれないが、清朝考証学の祖顧炎武が、模倣や剽窃をあれほど戒めていたことを思えば、黄・馬両氏がいくばくかの批判を受けることは免れまい）。

このように臧本と黄本とが実質的に同一とすれば、両本を参照する必要はなく、どちらか一本でよいことにな

る。ここでは、やはり実際の輯者である臧庸に敬意を表し、臧本をもって代表とする。

かくして、臧本と馬本の二つが残ったわけだが、ではこの両者にはそれぞれどのような特色があるのだろうか、そしてまたどちらが輯佚書としてすぐれているのだろうか。次にその比較考察に移りたい。

三

輯佚書にまず求められるのは、佚文をできる限り漏れなく採録してあることである（もつとも、不要なもの、あるいは採録すべきでないものまで採っていることもあるから、多きをもつて尊しとなすわけにはいかない。が、不要なものとは点検を怠りさえしなければ自分で除けるのに対し、採録されていないものはこちらではどうしようもないわけで、実際に使用する者の立場からすれば、なるべく多く採録してあるもののほうが、ありがたいことは確かである）。その点からみると、臧本・馬本ともに完全ではなく、いずれにも若干の遺漏がある。臧本にあつて馬本にないものが九条、その逆は三条であり、採録の条数にはかなりの差がある。よつて量的な面で、まず両本に明らかな優劣の差がある。⁽⁴⁾

然らば、質的な面ではどうかということであるが、質という点でも優劣はかなりはつきりしている。すなわち、臧本のほうが断然すぐれているのである。かく断定するからには、もとより相応の理由がなければならぬ。量的な優劣の差は見やすいことであるから、以下では、とくに質の面で臧本の勝れる所以を説くこととしよう。輯佚書の備えるべき質とは何かも、その論述の過程でおのずと明らかになるであらう。

臧本が馬本に勝っていると判ずる理由の第一点は、佚文の経文への割りつけがより妥当と思われることである。経文への割りつけというのは、『礼記解詁』はその名のとおりに、もともと『礼記』の「解詁」すなわち注釈であるから、『解詁』の佚文には当然それに対応する正文、つまり『礼記』の経文があるわけである。ただ、『解詁』の佚文を引用してある文献が、いつも経文も同時に引用あるいは提示してくれているとは限らない。「盧植（注）云」といった形で、単に注文のみを引いてあるだけのことが少なくないのである。かような場合には、それが『礼記』のどの箇所の注なのかを輔者自身が決めなければならないことになる（一般的には篇名がわからなくとも大きな支障はないが、注釈書の場合は何処の注か不明では意味がない）。

といつても、その同定作業は実はさほど至難なことではない。というのは、大体は、『解詁』の文中に見える用語を手掛りにして、それと同一もしくは類似する用語をもつ経文を探していけばよいからである（もつとも、引得や逐字索引の完備した現在とは異なり、全てを記憶でやらねばならなかった当時においては、それはそれで難事であったに違いないけれども）。ただ、その作業には厄介なことが一つある。それは、『礼記』には文章・字句の重複ないし類似がかなりあり、それらのいずれの注なのか判断に迷わされることが少なくないということである。たとえば、「但為公家諱、不得為私家諱也（但だ公家の為に諱むのみ、私家の為に諱むを得ず）」という注文は、曲礼上「君所無私諱」の注なのか、それとも玉藻「於大夫所有公諱、無私諱」の注なのか、といった類である。この例の場合、臧本は曲礼篇に、馬本は玉藻篇に所属させており、両本の割りつけは一致していない。

このように、同じ注文でありながら、臧本と馬本でその割りつけ先が異なっているものが全部で九例ある。⁽⁵⁾では、どちらが正しいかということになるが、私の見るところでは、臧本の割りつけのほうが見えて適切・妥当と

感じられる。といつても、実は、この判定には絶対的な根拠があるわけではない。詰まるところは私の主観的判断、ありていと言えば一種の勘でしかなく、ことばで理由を説明することは難しい。ただ比較の見やすい根拠としては、臧本が初出例に割りつけるのを原則とするのに対して、馬本では後出の部分に属入させることのほうがむしろ多いという点が挙げられよう。注釈の一般的体例としては、重複ないし類似の文章がある場合には初出時に注を施すのが通例であり、『解詁』においてもとくにその通例をくつがえす理由は見あたらない。したがって、注釈の体例という点からは、少なくとも臧本のほうが常識にかなっていることは確かである。

右の私の判定は必ずしも私の一人よがりでもないようで、胡玉縉もまた臧本に軍配を挙げ、次のごとくいう、
(馬本) 中の檀弓「子游趨而就客位」の注は当に後文「夫人門右」の下に隸すべし。月令「止獄訟」の注、「乃趣刑獄、毋留有罪」の注、文王世子「小学正学干、大胥贊之」の注、「胥鼓南」の注は、当に並びに王制に入るべし。玉藻「於大夫、有公諱、無私諱」の注、「凡祭不諱、廟中不諱」の注、「教学臨文不諱」の注は、当に曲礼に入るべし。明堂位「昔者周公朝諸侯於明堂之位」の注は、当に月令に入るべし。祭法「有虞氏禘黃帝」の注は、当に大伝に入るべし。又た「天子七廟」の注は、当に王制に入るべし。此の類は俱に臧庸本の妥協なるに如かず。(「礼記盧氏注跋」)

四

臧本が馬本よりすぐれていると思われる第二の理由の説明に移ろう。その第二の理由とは、文章の審定に関し

ても臆本のほうがより精審であるということである。文章の審定などと表現すれば、えらく高尚に聞こえるかもしれないが、平たくいえば要するに、引用はどこまでかということである。こう書くと、今度は逆に簡単容易なことに見えるかもしれない。ところが、これが頗るつきの困難事なのである。

一般的にいつても、引用文がどこまでかを判断するのは決して容易でないことは、読者自身がよくご承知のことであろう。ただ、その引用が現存の文献からのものである場合には、その文献を繙く手間さえ惜しまなければ、普通は事は済む（普通はというのは、今本のテキストと引用文とが一致していない事態がしばしば出来るからである）。ところが、その出典たる文献が佚書である場合はそうした突き合せは不可能であるから、引用文自体から直接に判断を下さなければならぬ。その判断規準は言うまでもなく内容と文体であるが、それだけで地の文と引用文を截然と区分できる事例は必ずしも多くはない。いや、できないことのほうが断然多いといってよいであろう。それがために、この引用文の確定は、輯佚作業の中の最難事となっているのである（もとより佚文の拾い出しという輯佚の基礎作業も困難なことには違いない。が、それは時間をかけて丹念に関連文献を検索していけば、おおよそは拾い集めることはできよう。それはむしろ根気の問題であつて、識見云々には関わらない。将来、文献のデータベース化があまねく進めば、佚文の検索などは実に簡単な話ということになるであろう。しかし、いくらコンピュータ化が進み普及しても、佚文の確定の困難さが減じることがあり得まい）。

このように、佚文の確定はすこぶる頭を悩まされる厄介な作業なのだが、引用文献（する側とされる側双方）の性格と種類によつてその難度は一様ではない。類書類に引用されているものは、書物の体裁からして極めて容易に、ときにはほぼ自動的に判別がつく。また引用する側にせよ、される側にせよ、事実の記述を中心とする文

献、たとえば特定の時代の事件や制度を記した史料類とか古地志の類など、史部に属するものは概して見分けやすいように感じられる。また子部書（思想資料）も、その思想内容や形式・用語等に着目すれば、思いのほか苦勞しないですむことも少なくない。これに対して、難澁を極めるのが経部書であり、中でも一筋縄でいかぬのがかの「正義」「注疏」の類である——少なくとも私の経験上では、引用文と地の文の区別に最も悩まされるのは「正義」「注疏」である——。

何故に経部書ではそれほど弁別に難澁するかといえば、それは用いられている術語が古今共通であるばかりでなく、課題を解いてゆく手段や方法までもが、時代を問わず、ほぼ同一だからである。つまり経部書には経部書としての、ある種一つの共通した文体や思考様式があるのである（それは換言すれば、経学の本質が古えより一貫して変っていないことを意味している）。まして「正義」は、その書物としての性格上、すなわち旧注を祖述・敷衍するものであるからして、旧来の文献との類似性が際だつて強いのである。しかのみならず、「正義」には糊とハサミで作られた部分がかなりあるから、文章の始めと終りがはつきりしなかったり、文のつづき具合が混乱している箇所が頻出するし、さらにはまた、引用中に自らのコメントを何の指標もなしに（「按」とか「又曰」とか断らずに）挿入した（としか思えぬ）構文に出くわすことも珍しくはない。

かような仕儀で、経部書、わけても「正義」「注疏」においては、引用がどこまでか、すぐには判断のつかぬことが多く、その見極めに大いに困しめられるのである。経書の旧伝・旧注の輯佚にあたっては、言うまでもなく、「正義」をはじめとする経部書が最要の資料となる。よって、この引用文の見極めがそのまま輯佚作業における最大の難関となるわけである。

さて、話がいささか一般的なことから広がってしまったが、盧植『礼記解詁』においても、例にもれず、この引用文の確定が問題となつている箇所がいくつかある。たとえば、王制篇「執左道以乱政、殺」の『解詁』として、馬本は「正義」から、

左道謂邪道也、地道尊右、右為貴、故漢書云、右賢左愚、右貴左賤、故正道為右、不正道為左、（左道とは邪道を謂ふなり。地道は右を尊び、右を貴と為す。故に『漢書』に云ふ、「賢を右にし愚を左にし、貴を右にし賤を左にす」と。故に正道を右と為し、不正道を左と為す。）

の一段を採録しているが、胡玉縉も指摘しているように、「地道尊右」以下は明らかに孔疏の地の文であり、この部分までも『解詁』に入れるのは妥当ではない。臧本のごとく、第一句のみを採るべきである。また学記篇「夏楚二物、收其威也」の注「撲（臧本作扑）作教刑、是撲撻犯礼者」の下句も、明らかに鄭注を証成する孔疏の地の文である。馬本はここでも不要部分を採つてしまつており、上句のみ採る臧本の正確さに及ばない。

右の二例は、臧本が馬本に明らかに勝つている事例であるが、臧本の採録がいつも適切であるというわけではない。次に挙げる例では、むしろ馬本のほうがより精審であるように思われる。その例とは、檀弓上篇「師、吾哭諸寢」の注で、馬本は

有父道、故於所寢哭之、（父の道有り、故に寢とせし所に於て之を哭す。）
のみを挙げるが、臧本はそれにつづけて、

奔喪云哭師於廟門外、（奔喪）に云ふ「師を廟門の外に哭す」と。）

の一句を加えて『解詁』の文としている。この条の出典は『通典』卷一〇一（礼六一）「師弟子相為服議」で、

原典では、『礼記』檀弓上篇の「事師無犯……心喪三年」が掲出され、その原注として「鄭玄曰、心喪、戚容如喪父母而無服也」が引かれ、さらにその後には接続して「又曰、師、吾哭諸寢、盧植曰、有父道、故於所寢哭之、奔喪云、哭師於廟門外」が同じく注の形で列記されているのである。すなわち臧本は、「有父道」以下をすべて「盧植曰」にかかるとみたわけであるが、果してそれでよいのであろうか。

「又曰」以下が、今本の形のとおり、杜佑の原注であるならば、臧本の措置に不可はないように見える。が、前後の礼典の引用の仕方を参照すると、今本『通典』にはどうも形態上の誤りがあるらしい。すなわち、本来正文であったものを注文としてしまった疑いが濃厚である。少なくとも「又曰……諸寢」は正文であるべきである。とすると、「奔喪云」も『礼記』奔喪篇を正文として引いたとみるのが自然ではなからうか。また『通典』の体例に照らしてみても、檀弓・奔喪の経文は正文とするほうが妥当であろう。^(?)

ただし、「奔喪云」を絶対に正文だと決めつけることはできない。と言うのは、盧植の注釈では別の経書を引用して疏証する仕方は決して珍しいことではないからである。因みに黄本では盧植の注文が「奔喪則」に作つてあり、もしそれが正しいとすれば、その可能性はかなり高まるう。が、残念ながら、『通典』の現行本で「云」を「則」に作るものは見あたらない。恐らくこれは、黄本の単純な誤刻であろう。とすると、総合的にみて、「奔喪云」以下は正文であつて、盧植注には含まれないと判断せざるを得ない。つまりこの条に関しては、臧本は馬本の慎重さに及ばないということである。

このように、臧本が馬本に若かざる場合もある。にもかかわらず、はじめに述べたごとく、全体としては臧本が馬本に勝ると私が断定するのは、臧本の優位が明らか——というよりむしろ馬本の杜撰さが際だった、とい

うべきであろうが——ある事例が私の念頭に強く残っているからである。で、その事例に話を進めたいのであるが、その前にもう一つ、輯佚における注意事項としてふれておかねばならぬことがある。その第三の注意事項とは、原文の復原ということである。

原文の復原というのはこういうことである。佚文の中には、もとは同一の文章であつたと思われるものがいくつか並存していることがよくある。ただ、まったくの同文が出てくることは、孫引きの多い類書を出典とする場合以外には滅多にないので、文章に長短出入があるのがまず常である。あるいは出入などという範圍をこえて、ほとんど別の文章になつていることもさほど珍しくはない。このような事態が出来するのは、言うまでもなく、引者が随意勝手に援用するためである。記憶によつて書いている場合はもとよりのこと、たとい原文が手許にあつても、現代の我々のように原文に忠実になどという觀念はないから、原文を適宜取つてつないでゆく（いわゆる節引）のがむしろ普通である。節引はまだまじなほうで、意味内容が通じさえすればよいとばかりに、原文を要約したり、ときには自己流に書き換えたりすることさえ稀ではない。むろん、字句の異同は日常茶飯事である。かくして、本来は一つの文章であつたはずの原文に複数の異文が生ずることになる。

では、かかる事態に直面したとき、輯佚者はどうするのであるか。その対応の仕方の一つは次のようである。すなわち、それらの異文を彼此照らし合せ、重複を除き、前後がうまくつながるように調整し、かつ文字の異同を正して原文を復原することを試みるのである。もつとも、この原文の復原は、輯佚書に必須不可欠の要件ではない。異文を統合整理して一文にまとめずとも構わない。異文をそのまま並記しておいて何ら不都合はないのである。いくら巧みに復原したとしても、それはしよせん客観的証拠をもたぬ創作でしかない。そんな覺束ない原

文を提示するよりも、異文に手を加えずそのまま並載しておく、すなわち輯者は素材を提供するだけで後の処理は読者自身に任せるというのも、立派な一つの見識である。いや、文献学的見地からは、むしろそうしたやり方がこそが学問的態度というべきかもしれない。したがって、異文並載の方針をとった輯佚書は、むしろ多きを数える（たとえば陳寿祺の『尚書大伝輯校』はその代表的一例）。

ただ、この原文の復原は、輯佚作業に従事する者ならばやはりやってみたいことではある。復原の過程にジグソーパズルにも似たおもしろさがあるし、また何よりも、自分で出した素材は自分で調理したくなるのは当然の人情というものであろう。よって、原文復原の形をとる輯佚書もまた少なからず存在するのである（その好例としていま袁鈞『鄭氏佚書』を挙げておく。中でも鄭堯年校補の『尚書大伝注』や『駁五經異義』は、可能な限り復原を試みたものの典型的例に数えられる）。

原文を復原するかしないかは態度・方針の違いであつて、事の良否の問題ではない。輯者各自の判断に従えばよいことである。ただ私個人の見解では、原文の復原しておくべきだと思ふ。復原はいざれどこかの段階で誰かがやらねばならぬことなのだから、輯者が自身の答を提示しておくことは許されるはずだし、また本来の責務に含まれる、と私は考える。ただし、この部分はA書から採り、かしの部分はB書に見え、この文字は別のテキストでは某字に作るという詳しい注記を附しておかねばならぬことは言うまでもない。また統合しようのないような異文や異同の場合、無理矢理に復原をはかるべきでないこと、もとより当然である。要するに、もし原文の推定が可能であるならば、然るべき手続きを経た上で能う限り復原しておくのが輯佚書として望ましい姿ではないか、というのが現在の私の立場なのである。

いささか輯佚の一般的原則論のようなことになってしまつて申し訳ないが、私があえてくどく論じたのは次の二つの理由からである。その一つは、校讐学などとは異なつて、輯佚「学」にはいまだ方法的原則が確立してないと思われることで、そこでこの機会を借りて鄙見を述べさせていだいた次第である。もう一つの理由は、右の問題が臧本と馬本の比較にも関わつており、事前に一般的説明をしておく必要があつたからである。

さて、原文の復原をするかしないかという点でも、臧本と馬本とははつきりした対照を見せる。馬本は復原せず、異文を並記する形式をとる(『玉函山房輯佚書』は一般に、原則としてこのスタイル)。これに対して臧本は、原文の復原、字句の統一を図る(臧庸の輯本は、蔡邕『月令章句』など他に二三あるが、みな同様。因みに『漢学堂経解』は必ずしもスタイルが一定しておらず、判断がつけにくい。基本的には並記型とみてよい)。たとえば、「王制」の篇題注として、馬本は「正義」から「漢孝文皇帝博士諸生作此王制之書」を録し、「釈文引云、漢文帝令博士諸生作此篇」と注する。一方臧本は、「王制、漢文皇帝博士諸生所録」を注文として掲げ、「正義」「曲礼正義」「釈文」を出典として挙げた後に案語を附し、「案ずるに正義及び釈文、皆引きて『王制は博士諸生をして作ら令む』と為す。今曲礼正義引くに従い、定めて録字と為す」という。両者の相違の一端を感じ取つていただけらるであらう。

といつても、『礼記』の注釈という書物の性格上、引用文に大きな異同が生じることは少ないし、出典となる文献も限られている。したがつて輯本に多大な差異が生まれることは考えがたく、実際、この件に関する両本の相違はほんのわずかである。ただ私には、その相違は、両者の基本的姿勢の相違に直結したものであり、かつ両本の出来不出来を左右した重大な原因であるように思われてならない。その姿勢の差とは、多くの亡佚書の一つ

として盧植『礼記解詁』を取り上げただけの者と、盧植の学問に格別の思い入れをもった者との差である。しかして、かねてより問題にしている件の一条は、偶然かはたまた必然かは知らねども、そのわずかの例に当たっているのである。長らく回り道をしたが、いよいよその一条の検討に入ることとしよう。

五

さて、検討したい問題の箇所とは、月令篇「是月（孟春）也、天子乃以元日祈穀于上帝、乃択元辰、天子親載耒耜、措之于参保介之御間」の注である。馬本は、この部分の盧氏注として、

通辰日、月、甲至癸也、辰、子至亥也、郊天、陽也、故以日、藉田、陰也、故以辰、陰礼卑後、必居其末、

亥者辰之末、故記称元辰、（注、南齐書礼志、冊府元龜卷五百七十七）元、善也、（注、同上）

を掲出し、さらに注記を加えて、「正義引盧植・蔡邕並云、郊天是陽、故用日、耕藉是陰、故用辰、元者善也」という。一方、臧本では、その『解詁』は、

元、善也、日、甲至癸也、辰、子至亥也、郊天、陽也、故以日、藉地、陰也、故以辰、郊雖用日、亦有辰、但日為吉主、耕之用辰、亦有日、但辰為主、（注、正義、南齐書九）

となつてゐる。一見してわかるように、二つの注にはかなり大きな差異がある。両本の間になんだけ大きな違いのあるところは他にはない。これは一体どうしたことであろうか。どちらが正しいのか、あるいは双方ともに誤りがあるのか。それを確かめるためには、どうしても原典にあたらねばなるまい。

この箇所の出典は、両注に明記するごとく、『南齊書』礼志上と「正義」であるが、『冊府元龜』は『南齊書』の転載)、とくに重要なのは前者であるので、まず『南齊書』から調べていきたい。

さて、事の起りは、齊の武帝の永明三年(四八五年)⁽⁸⁾、有司が「明年正月二十五日丁亥の日に、先農を祭り、同日、籍田の礼をとり行われまするよう」と奏上したことに始まる。宋の元嘉・大明以来、先農の祭祀と籍田の礼は立春後の亥の日に行うことが通例となっており、有司はその慣例に従って奏上したのである。ところが、尚書令の王儉が、亥の日に籍田の礼を行うということは經・記には見えないと疑問を抱き、礼官や博士に下して、亥の日でよいかどうかを詳議させた。その諮問に対して六人の学者が回答(議)を提出したのであるが、その回答の中に盧植の説が引かれているのである。ただ、盧植注の引用部分だけを見たのでは、さきの課題の解決には何の役にも立たないし、また次節の論述に必要でもあるので、やや煩瑣にわたるが、六人の答の関連する部分のほぼ全文をまず左に掲げておこう。⁽⁹⁾ なお、以下の行論の便宜のため、各人の議にそれぞれ記号を附しておく。

(A) 兼太学博士劉蔓議、礼、孟春之月、立春迎春、又於是月以元日祈穀、又択元辰、躬耕帝藉、盧植説礼通辰日、日、甲至癸也、辰、子至亥也、郊天、陽也、故以日、藉田、陰也、故以辰、陰礼卑後、必居其末、亥者辰之末、故記称元辰、注曰吉亥、又拠五行之説、木生於亥、以亥日祭先農、又其義也、(兼太学博士劉蔓議すらく、礼には、孟春の月、立春に春を迎へ、又た是の月に於て、元日を以て穀を祈り、又た元辰を択び、躬ら帝藉を耕す、と。盧植 礼を説くに辰日を通ず。日は甲より癸に至るなり。辰は子より亥に至るなり。郊天は陽なり、故に日を以ふ。藉田は陰なり、故に辰を以ふ。陰は礼として卑後し、⁽¹⁰⁾必ず其の末に居る。亥は辰の末、故に『記』に「元辰」と称し、注に「吉亥」と曰ふ。又た五行の説に拠れば、木

は亥に生ず。亥日を以て先農を祭るは、又た其の義なり。」

(B) 太常丞何諱之議、鄭注云、元辰、蓋郊後吉亥也、亥、水辰也、凡在墾稼、咸存灑潤、五行說十二辰為六合、寅与亥合、建寅月東耕、取月建与日辰合也、(太常丞何諱之議すらく、鄭注に云ふ、「元辰は蓋し郊後の吉亥なり」と。亥は水の辰なり、凡そ墾稼に在りては、咸な灑潤に存す。五行説に、十二辰を六合と為し、寅は亥と合す。建寅の月に東に耕するは、月建と日辰と合するに取るなり。)

(C) 国子助教桑惠度議、尋鄭玄以亥為吉辰者、陽生於子、元起於亥、取陽之元以為生物、亥又為水、十月所建、百穀賴茲沾潤畢熟也、(国子助教桑惠度議すらく、鄭玄の亥を以て吉辰と為すを尋ぬるに、陽は子に生じ、元は亥に起れば、陽の元を取りて以て物を生ずることを為す。亥は又た水^た為り、十月に建す所、百穀茲が沾潤に頼りて畢く熟すればなり。)

(D) 助教周山文議、盧植云、元、善也、郊天、陽也、故以日、藉田、陰也、故以辰、蔡邕月令章句解元辰云、日、幹也、辰、支也、有事於天、用日、有事於地、用辰、(助教周山文議すらく、盧植云ふ、「元は善なり。郊天は陽なり、故に日を以ふ。藉田は陰なり、故に辰を以ふ」と。蔡邕『月令章句』、「元辰」を解して云ふ、「日は幹なり、辰は支なり。天に事有るときは日を用ひ、地に事有るときは辰を用ふ」と。)

(E) 助教何佟之議、少牢饋食礼云、孝孫某、来日丁亥、用薦歲事于皇祖伯某、注云、丁未必亥也、直举一日以言之耳、禘太廟礼、日用丁亥、若不丁亥、則用己亥辛亥、苟有亥可也、鄭又云、必用丁己者、取其令名、自丁寧、自麥改、皆為謹敬、如此、丁亥自是祭祀之日、不專施於先農、漢文用此日耕藉祠先農、故後王相承用之、非有別義、(助教何佟之議すらく、「少牢饋食礼」に云ふ、「孝孫某、来日丁亥、用て歳事を皇祖

伯某に薦む」と。(鄭)注に云ふ、「丁未だ必ずしも亥ならず、直だ一日を挙げて以て之を言ふのみ。太廟に禘するの礼、日丁亥を用ふ。若し丁亥あらざれば、則ち己亥・辛亥を用ふ。苟くも亥有らば可なり」と。鄭又た云ふ、「必ず丁・己を用ふるは、其の令名に取る。自ら丁寧し、自ら変改するは、皆謹敬を為す」と。此くの如くんば、丁亥は自づからは是れ祭祀の日、専ら先農のみに施すにはあらず。漢(の)文(帝)此の日を用て藉を耕し先農を祠る、故に後王相承けて之を用ふるのみ、別義有るに非ず。」

(F) 殿中郎顧暉之議、鄭玄称先郊後吉辰、而不説必亥之由、盧植明子亥為辰、亦無常辰之証、漢世躬藉、肇發漢文、詔云、農、天下之本、其開藉田、斯乃草創之令、未親親載之吉也、昭帝癸亥耕于鉤盾弄田、……魏之烈祖、実書辛未、不繫一辰、徴於兩代矣、推晋之革魏、宋之因晋、政是服膺康成、非有異見者也、……是漢朝迭選、魏室所遷、酌旧用丑、実兼有拋、(殿中郎顧暉之議すらく、鄭玄「先づ郊して後の吉辰」と称して、必ず亥なるべきの由を説かず。盧植は子亥の辰為ることを明らかにす、亦た常辰無きの証。漢世の躬藉、漢文に肇発す、詔して云ふ、「農は天下の本、其れ藉田を開け」と。斯れ乃ち草創の令にして、未だ親載の吉を覩ざるなり。昭帝は癸亥に鉤盾・弄田を耕し、……魏の烈祖は実に辛未と書し、一辰に繫せざること、(漢魏)兩代に徴せり。晋の魏を革め、宋の晋に因るを推すに、政だ是れ康成に服膺し、異見の者有るに非ざるなり。……是れ漢朝の迭ひに選ひ、魏室の遷す所、旧を酌みて丑を用ふるは、実に兼ねて拋有り。)

右の六人の議、難解でよく読めぬところもあるが、籍田に亥の日を用いるかいなかについてはおおよそはつきりしていて、(A)(B)(C)(E)の四人が亥の日を用うべしとする説(ただし(E)は、先農の祭祀に限らず、

祭祀はすべからく「十干では」丁、「十二支では」亥の日の用いるとする、(F)は亥の日に限定せずともよいとする説(もし決めるとすれば、むしろ丑の日が理窟に合ふとするらしい)である。(D)は必ずしも分明ではないが、蓋し定めずという説に与するものであろう。このように亥日派が多数を占めており、恐らくその多数意見が通ったものであろう、参議(最終結論)は「丁亥を用ひよ、と奏し」、そのとおり裁可された。以上が、この案件の経緯である。

さて、問題の盧植の説であるが、その名は(A)(D)および(F)に見えている。馬本の「通辰日……故記称元辰」は(A)より採録したものであるが、果してこの採録のとおりでよいのであろうか、まずその検討から始めることとしよう。

すぐ気づかれるように、(A)と(D)には重複する部分がある。すなわち、「郊天、陽也、故以日、藉田、陰也、故以辰」なる一文がそれであるが、標点本の引用符からもうかがえることく、(D)の「元、善也、……故以辰」は明らかに「盧植云」にかかるものであり(なお標点本は、(A)には一切引用符をつけていない)、したがって右の重複せる一文が『解詁』の文であることにまず疑いはなからう。「正義」に「盧植・蔡邕並云、郊天是陽、故用日、耕藉是陰、故用辰」とあることからみても、かく断定してよいと思われる。

では、その上の部分「通辰日、月、甲至癸也、辰、子至亥也」も同様に『解詁』の文章とみてよいかというと、今度はそう簡単に肯定はできないのである(なお念のために申し添えるが、「月」は、言うまでもなく、「日」字の誤りである。『解詁』に限らず、『玉函山房輯佚書』にはこの種の誤記「誤刻?」が少なくないので、注意が必要。馬本ほどではないものの、臧本にも若干の誤字があるから、同様の注意がやはり必要)。

(F)に「盧植明子亥為辰」とあることからすると、盧植が「辰」を子より亥に至る十二辰と解していたことは確実で、したがって「辰、子至亥也」を『解詁』の文とすることには何の不可もないであろう。そして「辰、子至亥也」が『解詁』の文と定まるならば、対になっている「日、甲至癸也」も、当然『解詁』の文ということになる。ここまでは容易で、とりたてての問題はない。

だが、「通辰日」については大いに問題がある。この三字で注が始まるのはいかにも唐突と読者も感じられると思うが、それもそのはず、(A)に見られるとおり、原文は「盧植説礼通辰日」という一まとまりの文なのである。そこから「通辰日」だけを取り出して『解詁』の中に組み入れているわけだが、これはまことに奇妙な処理の仕方と言わねばならない。原文を普通に読めば、「盧植礼を説くに辰日を通ず」と訓ずるしかあるまい。つまり第三者の、すなわち劉蔓の盧植の礼学に対する概括とるのが自然な読み方であろう（標点本には引用符がなく、かつこの七字を一句としているから、校点者も恐らく同方向の読み方をしているのであろう）。この読みが正しいとすれば、「通辰日」だけを切り離すのは不当ということになる。もつとも、この七字、別の読み方がまったく不可能なわけではない。「盧植説、礼は辰日を通ず」と読むことは許容されるであろう。とすると、「通辰日」が『解詁』の文である可能性も否定はできないことになる。しかし、それなら「礼通辰日」を一句とすべきであつて、「礼」二字を除外するいわれはまったくないはずである。以上、いずれにしても、「通辰日」三字の読みを採録するのは不可解で、妥当性を欠くと断じざるを得ない。

次に、下につづく「陰礼卑後云々」の部分を見てみよう。この文章の意味するところは、陽が前進する性質を有するのに対して陰は後退する性質をもち、また陽の尊に比して陰は卑であるから、陰は必ず最後に居るべきも

のである。籍田は地、すなわち陰に属する礼であるから、陽である十干ではなく、陰である十二辰を用い、かつその末に居る亥の日を用いなければならない、ということである。論者はかく原則論を述べた上で、その典拠を挙げ、だから『礼記』には「元日」と書かずして「元辰」と称し、その注には末辰であることを示して「吉亥」と記してあるのだ、と結んでいるのである。したがって「記称元辰、注曰吉亥」の二句は一セットであつて分割することはできないし、またそもそも「陰礼卑後」より「注曰吉亥」までも明らかに一連の文であつて、末句のみを切り離したのでは文意が完結しない。馬本が「記称元辰」で切っているのは、一体どういう読み方をしたらそうなるのか、首をかしげざるを得ない。もつとも、馬国翰（章宗源）の拠つたテキストでは、「注」を「法」に作つてあつたに違いないから、それに惑わされたのかもしれないが、この文脈では「法」が「注」の誤りであることに気づくことは、さして困難ではないように思われる。ましてもう一つの出典として挙げる『冊府元龜』は正しく「注」字に作つてあるのだから、未だ深く考えずとの指弾はやはり免れ得ないであろう。

ところで、この「注曰吉亥」の注とは誰氏の注であろうか。盧植は亥日限定説ではないから（この点については後に詳述する）、もとより盧植の注ではない。然り、(B)にも明記されるごとく、これは鄭玄の注である。「注曰吉亥」が鄭注を指すとすれば、これは劉蔓が自説を根拠づけるために鄭注を引いたものとしたか考えられない。むろん、「注曰吉亥」は『解詁』の文ではあり得ない（もし強いて「注曰吉亥」を『解詁』の文だというなら、盧植が鄭注を自注の中に援用したことになるが、その可能性はほとんど無に等しい。盧植の『解詁』と鄭玄『礼記注』の成立年代は確定できていないが、鄭玄の書が先行していたとは考えがたい。ただ、盧植が鄭玄の説をつとて知つていて、それを自注で引用した可能性はゼロではなはが、その場合こは「鄭氏云」という形で引いたは

ずで、「注曰」というような言い方をするのはおかしい。そもそも「故記称元辰、注曰吉亥」というような挙げ方は、鄭注の権威が確定して後にはじめて出てくる表現であり、この点からも、盧植注に「注曰吉亥」などという句が存在していたとは認められない。「注曰吉亥」が『解詁』の文句でない以上、それと一つづきの文章である「陰礼卑後云々」もまた『解詁』の文にあらざることを、改めて言うまでもない。馬氏は劉曼のことを盧植の注文と見誤り、不要な部分まで採ってしまったのである。

馬本の検討の最後に、末尾に配置されている「元、善也」について、簡単にふれておこう。この句を『解詁』中に含めることには何の問題もない。(D)に「盧植云、元、善也」と明証があるからである。ただ、この三字のみを取り出し、しかも末尾に置いてあるのは、私には解せない。異文を並載するなら、後につづく「郊天、陽也、……故以辰」もあわせ登載すべきであろう。このままでは、『南齊書』には「元善也」の三字だけが引用されているという誤解が生じる恐れがある。もし重複部分は不要だからカットしたというのなら、それはそれで構わないが、今度は該句の位置がおかしなことになってくる。文字の訓詁をはじめに置くのが注釈の通例であり、『解詁』も他の例から推して、その通例を守っていると思われるからである。現に(D)では、「元、善也」は一番号にある。したがって、「元、善也」は「通辰日云々」の前に置くべきで、あえて末尾に配置する意図がよくわからない。あるいは原典の次序に従ったまでのことかもしれないが、「正義」を引いて「盧植・蔡邕並云、……故用辰、元者善也」と注記していることからみれば、恐らく馬氏は訓詁が最後に置かれていたと考え、意識的にそこに配置したのであろう。だが、「元者善也」は「正義」の地の文であって、「盧植・蔡邕云」にかかっているのではない。馬氏はここでも、引用文と地の文の区別を誤っているのである。が実は、この「正義」については、臧

本も同じく過誤を犯しているのである。あたかも臧本の話が出たところで馬本の話を終え、臧本の検討に進むこととしよう。

臧本の前半部は、いま検証した結果とほぼ一致しており、私としてはとくに申し分はない（ただ「藉田」を「藉地」に作っている点は感心しない。単なる誤記・誤刻ではなく、意をもって改めたものごとく私には見えるが、意改はなるべく控えるべきこと、いまさら贅言するまでもない。況んや「藉地」なる語の未熟なるに於てをや）。臧本の問題点は後半部、「郊雖用日」以下の部分にある。この部分は、「正義」から採っているが、その原文は次のとおりである。

盧植・蔡邕並云、郊天是陽、故用日、耕藉是陰、故用辰、元者善也、郊雖用日、亦有辰、但日為吉主、耕之用辰、亦有日、但辰為主、皇氏云、正月建寅、日月會辰在亥、故耕用亥也、未知然否、

臧氏は、「皇氏云」より前の全文を盧植・蔡邕の言説とみなしているわけであるが、これはいかがなものか。私はその見解には同意できない。「元者善也」以下は、盧植・蔡邕説に対する孔穎達の疏証だと私は思う。その理由は、(D)の周山文の議に引かれた蔡邕『月令章句』には「郊雖用日云々」に相当する文句の見えぬこと、および、もし全文が『解詁』ならびに『章句』の文であるとすれば、前述のごとく、「元者善也」の位置がおかしいことになるからである。ただ、この理由は、さきほどの馬本の場合ほど明確な根拠とはなり得ないであろうこと、私も先刻自覚するところである。が、私の感覚では、「元者善也」以下は、どうみても孔疏の地の文としか思えない。敢て断定しておきたい。なお傍証として、蔡雲の『月令章句』輯本には「郊雖用日」以下の部分を採録していないことを附記しておこう。¹⁴

さて、これでようやく『解詁』の文がほぼ確定できた。残る問題は、「礼通辰日」をどう扱うかである。これは何とも悩ましい問題で、私にもわかに判断はつきかねるのだが、「盧植説」で切ることに、やはり若干の違和感が残るので、当面は『解詁』の中に入れないでおきたい。それはまた、疑わしきは採録せずという経験則にかなうことでもあろうから。

以上で馬・臧両本に所載の『解詁』の文の検討は終了した。私の校訂文は次のとおりである。

元、善也、日、甲至癸也、辰、子至亥也、郊天、陽也、故以日、藉田、陰也、故以辰、

臧本・馬本いずれも不要な部分をつけ加えていることが知られよう。ただ、両本を比較すれば、馬本のほうがより粗雑との印象は払えまい。前に臧本が勝ると述べた所以はここにもある。もつとも、両本の優劣を論じることが本稿の本来の目的ではないし、また臧本に肩入れしようという気持も、もとよりさらさない。むしろ私が言いたいのは、優れた輯本として指を屈すべき臧本にしてからが、なおこれだけの問題点を抱えているということである。まことに胡玉縉も慨嘆するとおり、「輯逸の易きに非ざるを見るべし」（『盧氏礼記解詁跋』）。

六

本稿の所期の目的はすでに果したが、さきの行論中、言いさしたままになっていたことがあるので、それに決着を着けて本稿を閉じることにはしたい。

その問題とは、盧植は藉田を亥の日に行うべしとしていたか、ということである。この件に関する鄭玄

の説は簡單明瞭で、「吉亥」と明記してあるからには亥日限定説であることは明白であり、また上述の議論においても、(B)(C)(E)に見えるごとく、鄭注は亥日限定の根拠として用いられている。

これに対して盧植説のほうは、必ずしも分明ではない。が、亥と明示していない以上、非限定説であつたとみるべきであろう。実際、(F)の顧鬮之の議では、「盧植明子亥為辰、亦無常辰之証」と、非限定説として取り扱われている。しかし、そうなるとわけのわからないのが(A)の劉蔓の議である。盧植の説に拠りながら、亥の日に限定すべしと主張しているからである。すなわち劉蔓は、鄭玄と同じく、盧植も常辰ありとしていたと理解しているのである。そう解していたればこそ、盧注と鄭注とが混用されているのである。つまり、顧鬮之が「辰、子至亥也」を子から亥までの十二辰のいずれでもよいことを表示していると解しているのに対し、劉蔓は、陰は卑後すべきものだから、十二辰の末位にある亥の日を指示する注記ととつてゐるわけである。この劉蔓の解釈はやはり牽強附会で、盧植は常辰なしとする説とみるのが自然で無理がなからう。では、なぜ劉蔓がこのような強引な解釈をしたかといえ、それは盧植と鄭玄の学問の同一性という通念に支配されていたからとしか考えられない。⁽¹⁵⁾盧植と鄭玄の学説は同一という通念が先入主となつて、劉蔓に二人の注を矛盾せぬよう融合させてしまつたのである。それは、ある意味では、義疏学の先取りとも言い得よう。

劉蔓と同様、といつても方向はちょうど逆なのだが、盧植と鄭玄の学問の同一性の通念に災いされた者がもう一人いる。それは顧鬮之である。(F)の彼の議をみると、何と奇妙なことに、鄭玄が「不説必亥之由」、盧植と同じく常辰なしと考えていたことにされているではないか。鄭玄は亥日限定説だつたはずなのに、これは一体ど

タと気づいた。事は至って単純で、顧鬻之が「鄭玄称先郊後吉辰」といつているのを額面どおり受け取ればよかつたのである。すなわち顧のテキストでは、鄭注が「吉亥」ではなく「吉辰」となつていたのである。私は「吉亥」でなければならぬと思ひこんでいたために、わけがわからなくなつたのである。

現行の標準テキストでは「吉亥」に作つてゐるが、実は「吉辰」に作つてゐる本も少なくはないのである。阮元本・四部叢刊本という我々にもなじみ深い本をはじめ、閩本・監本・毛本などかなり多くの版本が「亥」ではなく「辰」に作つてゐる（阮元『校勘記』）。また殿本や和坤覆宋本、さらには善本として知られるかの宋淳熙本（撫州本）も「辰」に作つてゐるのである。つまり、宋版をはじめ、主要な版本の多くが「辰」に作つてゐるわけである。

では、「辰」に作るほうが正しいのかというと、そうではない。阮氏『校勘記』に引く『岳本礼記考証』に「本改め吉辰に作るは、反つて其の義を失ふ」というとおり、「吉辰」に作るのは鄭玄の本意に背くものである。と言うのは、鄭玄の礼学においては、(E)の何佟之の議にもその一端が示されてゐることく、祭祀には原則として日が定められているからである。たとえば天地の祭祀では、円丘の祭りは冬至、郊祀は正月上辛、社の祭りは甲の日を用うといつた具合である。したがつて、もし籍田に常辰なしとすると、鄭玄の礼学体系に重大な齟齬を来すことになる。

また「正義」が本来「吉亥」に作つていたことは、「亥を用ふるを知る者は、以ふに陰陽式法には正月亥を天倉と爲し、其の耕事なるを以て、故に天倉を用ふるなり」とあることから明らかであり、「正義」の依拠する皇侃『義疏』が同じく「吉亥」に作つていたことも、さきに挙げた「皇氏云ふ、正月建寅、日月の会辰 亥に

在り、故に耕には亥を用ふるなり」なる一文に徴すれば、疑いを容れぬところである。よつて、「吉辰」に作るは「魯魚の訛」なりと断定してよい。孫希旦や朱彬ら清代の学者が「吉亥」を採用しているのも当然のことと言えよう。

顧鬻之は、以上の点よりみて、鄭学を知らぬ者という批判を免れ得ないであろう。諸問を受けるほどの学者にしては意外なことだが、同様の事例には、正史の「礼志」や『通典』礼典を繙いていると、思いのほかよく出会う。『漢書』韋玄成伝を知らなかった北斉の博士たちの無学を顔之推が嘲笑していることはよく知られた事実であるが、意外なところに落とし穴があるのかもしれない。ただ顧鬻之は、その議よりみて、『漢書』には精通していたはずで、決して無学ではないのだが…。

もう一つ不思議なのは、顧鬻之のテキストだけが異なっていたのなら、すぐさまそのことを指摘されそうなものだが、誰も何もいわなかったのだろうか。あるいは顧鬻之は集議に加わらず、文書のみ参加であったのかもしれない。⁽¹⁶⁾

それにしても、六朝期に「吉辰」に作るテキストが存在していたことは驚きであった。⁽¹⁷⁾唐代までは正しいテキストが伝わっていると、つい思いこんでいたからである。考えてみれば、鈔本にこそ異同の生じる折が多いのは当り前の話なのであるが。いづれにしても、テキストクリティークの大切さと怖さを改めて思い知らされたことではあった。輯佚に劣らず、校勘もまたまことに易からぬわざにてあるぞかし。

注

- (1) 拙稿「盧植とその『礼記解詁』」(上)(下)、(『京都大学文学部研究紀要』二九・三〇、一九九〇・九二)。なお本稿は、右の拙稿と一部重複する部分のあることを断っておく。
- (2) この他に、唐晏『兩漢三國学案』巻七にも若干の輯録があるが、これは馬本から「正義」引用の条だけを引き抜いたものらしく、ほとんど用をなさない。
- (3) 台湾商務印書館版『統修四庫全書提要』(一九七二)および中華書局版『統修四庫全書總目提要經部』(一九九三)所収の提要と、『許廩学林』とに文字の異同はない。最近刊行された『統修四庫全書總目提要稿本』(一九九七、齊魯書社)の影印草稿にも、概見したところ、異同はない。
- (4) 馬本で漏れている条はおおむね輯者の失檢によるものとみられるが、臧本の未採箇所は、たとえば「左氏旧説及賈逵・盧植・蔡邕・服虔等皆以祖廟与明堂為一」(『左伝』文公二年正義)のごとく、全て間接的なものであり、あるいは臧庸は意識的に採録していないのかもしれない。
- (5) 連続した部分は、原本で数条に分けられていても、いまは一条として数える。
- (6) 「礼記盧氏注跋」参照。
- (7) 標点本『通典』(一九八八、中華書局)校勘記にも、「又曰師吾哭諸寢、亦礼記檀弓文。与下之「奔喪云哭師於廟門外」九字、按本書編例、都応作正文」(二六七六頁)といい、鄙見と同じ意見を示している。
- (8) 有司の上奏は年の暮になされたものであろうから、あるいは四八六年に入っているかもしれない。
- (9) 『南齊書』の本文は中華書局版標点本(一九七二)に拠る。
- (10) あるいは「陰礼は卑後すれば」と読むべきかもしれない。
- (11) この六合説についてはよくわからないが、後世のいわゆる禄命法の地支六合と同様の説であろう。明の万育吾の『星学大成』に「午与未合、居於上而属乾、故以為天、子与丑合、居於下而属坤、故以為地、上天下地、一定之体也、亥与

寅合、属春、故以為木、卯与戌合、属夏、故以為火、辰与酉合、属秋、故以為金、巳与申合、属冬、故以為水、春夏秋冬、四時之序也、……此雖地支十二維分布不同、而其道理則相貫也」（鄭正人『陰陽五行及其体系』、一九九二、文津出版社、三九八頁の引用文に拠る）とある。なお『漢書』芸文志・数術略・五行に「六合隨典二十五卷」が著録されており、『補注』引く沈欽韓はこの『南齊書』の記事を注に引用している。

(12) これも難解だが、萬物を生育させる陽気は冬至（建子の月）に生ずるが、その元（生育のエネルギー、源）は前月たる建亥の月に覆藏されているから、同じ亥の日を用いることによって五穀の豊穰を祈る意に解しておく。

(13) 標本本校勘記に云う、「注旧作法」拠（太平）御覽五三七引及（冊府）元龜五七七改。」（二五四頁）

(14) 臧庸輯『蔡氏月令章句』は、この「正義」を本文としては掲出せず、按語として「郊天是陽、……但辰為主」を引き、「此総約盧・蔡義」という。なお『玉燭宝典』引く『月令章句』はまったく別文。

(15) 盧植と鄭玄の学問の同一性という通念については、注（一）所掲の拙稿を参照されたい。

(16) 南朝では、詳議等における「議」は必ず文書化された。詳しくは、金子修一「南朝期の上奏文の一形態について——『宋書』礼儀志を史料として」（『東洋文化』六〇、一九八〇）および中村圭爾「南朝における議について——宋・齊代を中心に——」（『人文研究』四〇—一〇、一九八八）を参照。

(17) 世の中、慧眼の人はいるもので、つとに孫詒讓は、この顧羈之の言を「六朝本不作亥辰之証」としている（『十三經注疏校記』（雪克輯点、一九八三、齊盧書社）四九七頁）。ただし、この本の校点にはかなり疑問が残るので、いまは注記するに止める。

附記

本稿は、一九九五年二月十七日に香港大学中文系において、また同年四月八日に復旦大学哲学系において行った講演に基づいたものである。その講演原稿（中文）は、若干の手を加えて『論衡』二期一卷（一九九五、香港）に「輯佚之難与校書之難——以盧植《礼記解詁》爲例——」と題して発表済みである。ただ同誌の本邦への舶載数はくわずかであ

り、発表後、いくつか補訂を要することがらも生じてきたので、『論衡』編輯部の諒承を得て、ここに改めて日本語で発表することとした。今回の掲載にあたっては、文体を改めたほか、旧稿の導入部は全部削除し、その他の部分には大幅に加筆訂正を施しており、実質的には別稿に近いものであること、ここに附記しておく。